

福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則

(平成19年2月1日規則第10号)

最終改正：平成21年5月15日規則第5号

(趣旨)

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の選挙については、福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号。以下「規約」という。）第7条、第8条及び第9条第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 規約第7条第2項各号に掲げる区分に応じて、広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合議員の選挙に関する事務を担当する。

(選挙期日等の告示)

第3条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長は、その旨及び候補者の届出の受付開始日（以下「候補者の受付開始日」という。）を、少なくとも候補者の受付開始日の21日前に告示しなければならない。

(団体推薦の候補者の届出)

第4条 規約第8条第1項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の受付開始日から起算して7日以内に、郵便によることなく、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（様式第1号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

(個人推薦の候補者の届出)

第5条 規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員の所定の人数の推薦を受けて候補者となろうとする者は、前条に規定する期間に、郵便によることなく、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書（様式第2号）によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書には、規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員のうち、その所定の人数の推薦書（様式第3号）を添えなければならない。

3 規約第8条第1項各号に定める構成市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。

4 規約第8条第1項第3号及び第4号に規定する定数の総数は、第3条の規定による告示があった日（以下この項において「告示日」という。）の前年の12月31日における定数の総数による。ただし、当年の1月1日から告示日までの間に構成市町村の廃置分合があった場合、当該市町村における定数は、告示日の前日の定数とし、規約第8条第1項第3号又は第4号の区分は、告示日の前日の市町村の区分とする。

(候補者としての要件を失った場合の措置)

第5条の2 第4条又はこの項の規定により届出のあった候補者が、届出のあった日後、構成市町村の長若しくは議員でなくなった場合、規約第8条第1項各号に定める団体は、第4条の規定の例により、選挙長の指定する日（以下「指定日」という。）の午後5時までに、新たな候補者を推薦する旨を選挙長に届け出ることができる。

2 前条第1項又はこの項の規定により届出のあった候補者が、届出のあった日後、構成市町村の長若しくは議員でなくなった場合、新たに候補者となろうとする者は、同条第1項から第3項までの規定の例により、指定日の午後5時までに、選挙長に届け出ることができる。

3 前2項の規定に該当するに至ったときは、選挙長は、直ちに、その旨及び指定日を告示しなければならない。

(重複して候補者となることの禁止)

第5条の3 広域連合議員の選挙において候補者となった者は、同時に、広域連合議員の他の選挙における候補者となることができない。

(構成市町村の議会への通知)

第6条 第4条に規定する候補者の届出の受付期間終了後、選挙長は、直ちに候補者の氏名、住所等を、規約第8条第1項各号の区分に応じた構成市町村の議会の議長に通知しなければならない。

(選挙立会人)

第7条 選挙長は、第4条に規定する候補者の届出の受付期間終了後、広域連合の職員又は構成市町村の職員の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者3人を選任し、直ちに本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票結果の報告)

第8条 構成市町村の議会において広域連合議員の選挙を行ったときは、当該構成市町村の議会の議長は、直ちにその開票結果を、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第4号）によって選挙長に報告しなければならない。

(構成市町村議会における選挙の当選人)

第9条 選挙長は、前条の規定により、構成市町村の議会の議長から選挙の開票結果の報告を受けたときは、選挙立会人を招集し選挙会を開き、各候補者の得票総数を計算し、規約第8条第3項の規定により当選人を決定しなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 第4条及び第5条第1項の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、選挙長は、選挙立会人を招集し選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

4 前3項の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第10条 前条の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに構

成市町村の長及び議会の議長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この規則の実施のための手続その他その施行に関して必要な規定は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立の日以後、最初に行う広域連合議員の選挙は、第3条の規定にかかわらず、候補者の受付開始日の8日前に告示を行うものとする。

附 則 (平成21年5月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号その1（第4条関係）

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長

(推薦団体の長) 印

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書

年 月 日に告示された福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者として、別紙のとおり推薦します。

様式第1号その2（第4条関係）

（別紙）

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者

〔 年 月 日 告示第 号
福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 〕

（ふりがな） 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	
（ふりがな） 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	
（ふりがな） 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	
（ふりがな） 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	

様式第2号（第5条関係）

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書

〔 年 月 日告示第 号
福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 〕

(ふりがな)	
候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	
所属政党	

上記のとおり別紙推薦書を添えて候補者として届出をします。

年 月 日

氏 名 _____ 印

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長

様式第3号（第5条関係）

推 薦 書

年 月 日に告示された福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者として、市（又は町村）長・議会議員 を推薦します。

年 月 日

推 薦 者

住 所 _____

公 職 等 の 種 類 _____

氏 名 _____ 印

様式第4号（第8条関係）

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書

〔 年 月 日 告示第 号
福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 〕

1 投 開 票 日	年 月 日			
2 投 票 の 状 況	議 員 定 数	選 挙 当 日 在 任 議 員 数	投 票 者 数	
	人	人	人	
3 開 票 の 結 果	投票総数 (B)+(C)=(A)	有効投票 (B)	無効投票 (C)	無効投票率 (C)/(A) %
4 候 補 者 の 得 票 数	氏 名	公 職 等 の 種 類	得 票 数	

年 月 日

福島県 市（又は町村） 議会議長 印

福島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長